

'96

No. 315号

12月号

いっしょ



笑いあり・涙あり!!

只今 骨髄バンク支援活動など幅広い分野で活躍中の元 殿様キングメンバー多田そうへいさん「感動するには、心にビタミンを!」というテーマで講演会開催!! 11/14「大人の寺子屋講演会」より

平成八年度鹿部町表彰式

町政功労者二人が表彰される

平成八年度鹿部町表彰式が十一月三日、文化の日に中央公民館で行われました。

本年度は、当町の行政各般にわたって永年貢献された功労顕著な方々が表彰されました。

●受賞された皆様の多大のご功績に対し、満腔の謝意と敬意を捧げます。

自治貢献賞

川口 常行さん

川口さんは、昭和五十六年二月より現在まで十五年間に渡り、町議会議員として当町(村)の地方自治に多大の貢献をされました。



社会貢献賞

高村 富憲さん

高村さんは、昭和五十四年四月から平成七年三月まで十六年間に渡り、老人クラブ連合会役員として地域老人クラブの組織づくりに貢献され、その間には環境衛生事業や社会事業活動に協力され多大の貢献をされました。



町政功労者表彰式

川村 太一さん

人権擁護委員としての功績認められ 勲五等瑞宝賞を受ける

川村さんは、昭和四十五年十一月より函館人権擁護委員連合会の委員として活動し、その豊かな知識と経験に基づいて積極的に啓発活動され、常に人権思想の普及高揚に努めるなど、地域住民の基本的

人権の擁護に大きく貢献されました。

特に、特設人権相談所及び自宅における相談においては、高潔にして識見の高い人柄に加え、相談者に対する親身な態度と優れた人柄は、地域住民の深い信頼と敬愛を集め、多大の実績を上げております。更に、人権侵犯事件の処理に当っては、その使命を深く



自覚し、常に全力を傾けて取り組むなど、その功績は誠に顕著であります。

また、その他にも昭和五十四年九月から現在に至るまで十七年余りの長きに亘り、保護司として犯罪を犯した人の更生に当り、犯罪防止のため世論の啓発に努め、地域社会の浄化と個人及び公共の福祉に寄与されております。

また、昭和三十五年十月から昭和五十五年九月までは鹿部村教育委員として現在の鹿部町における教育行政の発展と円滑な運営に寄与され、昭和五十六年二月から平成五年二月までは鹿部町議会議員として地域住民と自治体とのパイプ役として、鹿部町の発展に寄与されました。

熱意をもって数々の重責を経験されている川村さんには、今後、益々のご健康とご活躍を祈念いたします。

悩みごと 心配ごとには

毎日の生活の中での困りごと、悩みごと、心配ごとは、函館地方事務局、または町の人権擁護委員へお気軽に相談してください。

函館地方事務局

人権擁護課

☎ 0138

26-5686

鹿部町人権擁護委員
立部誠一さん(鹿部)

川村太一さん(本別)

平成8年分所得の申告日程決まる

——今年も各地域で……忘れずに申告を——

平成8年分所得（8年1月1日～12月31日）の申告を次のとおり行いますので、最寄りの申告会場へおいでください。

月 日	時 間	場 所	月 日	時 間	場 所
2月13日(木)	9時～12時	大岩生活改善センター	2月18日(火)	9時～12時	本 別 会 館
2月13日(木)	13時～16時	シシペ生活館	2月18日(火)	13時～16時	出 来 潤 会 館
2月14日(金)	9時～16時	鹿 部 会 館	2月19日(水)	9時～16時	役 場 大 会 議 室
2月17日(月)	9時～16時	本 別 会 館	2月20日(木)	9時～16時	役 場 大 会 議 室

★ 持参するもの ……………

- ・印鑑
- ・出稼ぎや会社勤めをした方は、給与支払報告書、給与支払明細書
- ・年金受給者は社会保険庁発行の年金支払通知書
- ・営業をしている方は、仕入れ、売上等の経費のわかる書類
- ・漁業の白色申告者は、先に送付されている収支計算書に記載し、持参添付すること
- ・8年中（1月1日～12月31日）に支払った生命保険、火災保険の領収書
- ・医療費控除をうける方は、8年中に病院等に支払った領収書
- ・今年初めて住宅控除を受ける方は、金融機関発行の借入金残高証明書、登記簿謄本、工事請負契約書及

び住民票

- ・昨年以前から住宅取得控除を受けている方は、金融機関発行の借入金残高証明書及び税務署から送付されている平成8年分住宅取得等特別控除証明書（緑色で印刷された書類）
- ※青色申告者及び会社等で年末調整（所得申告）をされた方は確定申告の必要はありません。
- ※所得税の申告と併せて町民税、国民健康保険税の申告も一緒におこないますので、所得の無い方でも必ず申告してください。（未申告者は、国民健康保険税において軽減等の適用がなされない場合があります。又、故意に申告されない場合は法に基づき罰せられるとともに国民健康保険税においては限度額で課税される場合も有ります）
- ※不明な点は、役場税務課（☎7-2111）へお尋ねください。

——出稼ぎ・会社勤め等で所得税を納めた方、確定申告で還付手続きを——

平成8年中に所得税を納め、次に該当する方は、3月17日までに役場又は税務署で還付請求の手続きをしてください。納め過ぎた税金が戻ります。

◆出稼先等で所得税を納めた方

平成8年中に出稼ぎ、会社勤め、又はアルバイト等で雇用先から賃金を受ける際に所得税を差し引かれている方は、源泉徴収票を持参されますと所得税の全部又は一部が戻る場合があります。

◆医療費を多く支払った方

あなたや家族が病気、ケガで支払った医療費（通院費用を含む）が昨年1年間で10万円を越える場合

は、200万円を限度として医療費控除の適用を受けることができます。ただし保険金や高額療養費等で補填された部分の金額は除かれます。

◆家を新・増改築、購入又は中古住宅を購入した方

一定の要件を満たす居住用家屋の新築等で、金融機関等から住宅資金を借入した場合、住宅取得控除が受けられます。

函館税務署の確定申告相談を実施します

函館税務署では、申告者の便宜を図るため、各町村に出向いて確定申告の相談を受けております。今年も次の日程で行います。

平成8年中に土地や家屋等の譲渡のあった方、白色申告の方で収入額が予想以上にあった方等は、函館税

務署の申告相談をご利用ください。

- 相談日時 2月25日(火) 午前9時～午後4時まで
- 場 所 役 場 大 会 議 室

（※該当予定者には、事前に通知される予定です。）

カメラ・アイ



文化祭

平成八年度鹿部町文化祭が、十一月三日、中央公民館において行われました。

今年のテーマは、「みんなで創ろうふるさとの文化」で、会場内にはテーマどおりの写真、書道、やきもの、切り絵、陶芸、いけ花等町民の手づくり作品の数々が展示されました。

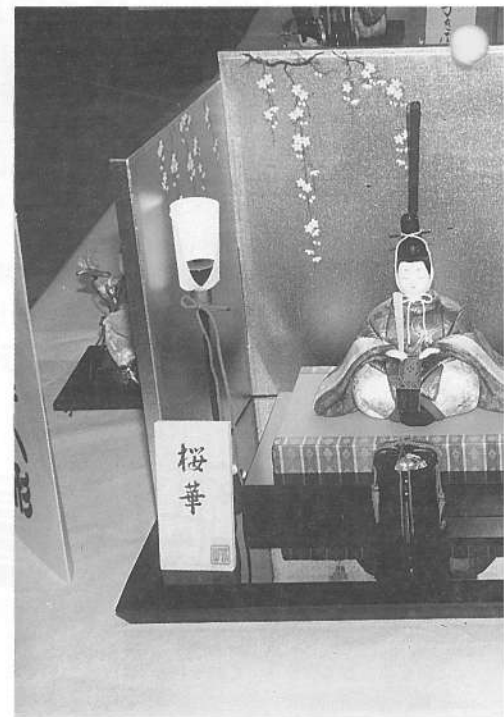
作品を前に訪れた町民からは、「上手だね。」「私もやってみたいわ。」との声も数多く





鹿部町

芸能発表の部では、鹿部中学校吹奏楽部の演奏を始め、民謡愛好会による民謡、大正琴愛好会による演奏、鹿部藤間会による舞踊、鹿部太鼓保存会による鹿部太鼓等が披露されました。
 また、今回は鹿部リサイクル会による空缶を利用して灰皿等を作り上げる実践も行われ、会場に訪れた方々の関心を集めておりました。



ご存知ですか

国民健康保険制度(5)

——国保で受けられる給付(その2)——
医療費は、大切に使いましょう



1 1か月の自己負担額が63,600円を超えたとき

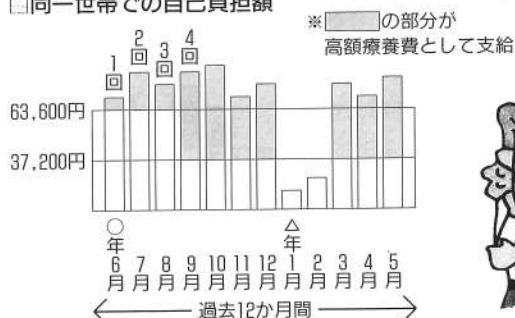
同じ人が同じ月に同じ医療機関に63,600円(住民税非課税世帯は35,400円)以上の自己負担額を支払った場合、その超えた額が申請により、あとで支給されます。

(例) 総医療費(1ヶ月間)350,000円 自己負担63,600円
1部負担(7割) 105,000円 高額療養費41,400円

3 高額療養費の支給が12か月以内に3回以上ある場合

同じ世帯で過去12か月以内に高額療養費の支給が3回以上あった場合、4回目以降は1か月37,200円(住民税非課税世帯は24,600円)を超えた額が申請により、あとで支給されます。

□同一世帯での自己負担額



(注) 高額療養費の委任払い

本人負担分が、高額で支払いが困難となったとき病院の了承を受けて、63,000円だけを病院へ払い、高額療養費の払い戻しを病院へ委任することです。詳しいことは、国保係へご相談下さい。

高額療養費の支給
医療費の自己負担額が、一定額を超えた場合、国保に申請(領収書、印かん、口座番号)すると、その超えた額が申請により、あとで(二ヶ月後)支給されます。

2 世帯合算して63,600円を超えたとき

同じ世帯内で2回以上30,000円(住民税非課税世帯は21,000円)以上の自己負担額を支払った場合は、それらを合算して、63,600円(住民税非課税世帯は35,400円)を超えた額が申請により、あとで支給されます。

4 高額の治療を長期間続ける場合

厚生大臣の認める高額の治療を長期間続ける必要のある病気(血友病や人工透析の必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)については、自己負担額は1か月10,000円となります。その診療には「特定疾病療養受療証」が必要です。

高額療養費の計算方法



1 月がまたがる受診は、それぞれが別計算。



2 2つ以上の病院にかかった場合は、それぞれが別計算。また、1つの病院にかかっていても入院と外来は別計算。



3 医療費には、差額ベッド代・食事代などは含まない。



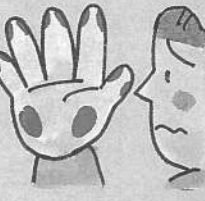
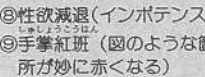
4 総合病院の各診療科での医療費は、それぞれが別計算。ただし、入院患者が他の診療科を受診した場合は合算して計算(歯科は別)。

健康へのページ

からだにいい酒 わるい酒

こんな症状が出たら 肝臓病が心配

- ①黄疸がある（褐色尿がでる、灰白色の大便、白目の感染など）
- ②吐き気、嘔吐がある
- ③食欲がなく、食べ物のおいさえ鼻につく
- ④右上腹部の鈍痛（肝臓がはれたため）
- ⑤くも状血管腫（胸、顔、腕、腕のつけ根などに赤いぶつぶつ。周囲にくも状の血管が見える）
- ⑥酒がまずくなった、あとに残ることも多い
- ⑦全身倦怠、腹部のだるさ
- ⑧性欲減退（インポテンス）
- ⑨手掌紅斑（手のひらの血管が赤くなる）



年末・年始とお酒を飲む機会が多くなる季節となりました。

お酒の飲み方には3つあるといわれます。「一杯、人、酒を飲み、二杯、酒、酒を飲み、三杯、酒、人を飲む」もちろん、「人、酒を飲み」が理想です。

日本酒でいえば、1日1合程度のお酒なら、人をリラックスさせ、食欲を増進し、また、コレステロールを増やして、動脈硬化を予防するといった効果も期待できます。

しかし、「酒、人を飲む」となると危険です。肝臓をはじめとする、いろいろな臓器障害をおこし、健康をおびやかします。

また、最近増えているアルコール依存症になると、家族や周囲の人までも巻き込んで、その人の人生や健康をボロボロにしてしまいます。

お酒と仲良く上手に付き合っ、楽しいお酒を飲むように心掛けましょう。

酒と上手につきあうコツ

- ①1日の適量は日本酒なら1合、ビールなら大ビン1本が目安。
- ②胃をいたわり、悪酔い防止にはすきつ腹で飲まない。
- ③肴は栄養のバランスを考えて選ぶ。
- ④時間をかけて、ゆっくり、楽しく飲む。
- ⑤飲みすぎ、悪酔い防止に、ハシゴ酒、チャンポンはしない。
- ⑥週に2日は休肝日、年に1~2回は休肝週間をとる。
- ⑦胃壁の保護、アルコール依存症の予防に濃い酒は薄めて飲む。
- ⑧アルコールはタバコの発ガン物質の運び屋。飲みながら吸わない。
- ⑨帰宅時間や切り上げる時間を決め、深夜まで飲まない。
- ⑩薬をいっしょに飲まない。あとで薬が効きすぎることもある。
- ⑪寝酒の量が増えないように注意する。
- ⑫肥満・悪酔い防止に、酒のあとのラーメンは禁物。



1月の保健事業		21日 (火)	食生活改善推進員養成講座 受付18:00~ 鹿部中学校
8日 (水)	赤ちゃん健診 受付13:30~14:00 総合体育館保健室	23日 (木)	健康相談 受付14:00~16:00 老人いこいの家
9日 (木)	三種混合ワクチン予防接種 受付13:30~14:30 総合体育館保健室	29日 (水)	親子料理教室 受付10:00~10:15 中央公民館
16日 (木)	健康相談 受付14:00~16:00 老人いこいの家	30日 (木)	3歳児健康診査 受付13:00~13:30 総合体育館保健室



お・知・ら・せ

町道小中学校連絡道路線側溝補修工事は、水力発電施設周辺地域交付金事業補助金を受け整備されました。



国民年金のお知らせ



現在お持ちの年金手帳の番号は
1月から「基礎年金番号」に

■特別な手続きは必要ない……現在の年金番号は、国民年金・厚生年金保険・共済組合の各制度で別々の番号を使用していますが、平成9年1月からは各制度共通の番号を使用する「基礎年金番号」がスタート。転職などで加入する年金制度が変わってもこれからはこの番号のみで年金に関する手続きや照会がスムーズにできるようになります。なお、特別な手続きは必要ありません。

■あなたの基礎年金番号は……【国民年金か厚生年金保険加入者】現在の番号がそのまま基礎年金番号に。12月中に通知書が送られますので、手帳に貼っておきましょう。

【共済組合加入者】新番号に変わり、12月中に通知します。問 役場民生課国民年金係〔内線 50〕

事業主の皆様へ

平成9年4月1日から、商業・サービス業の特例を除き、週40時間労働制へ全面的に移行します。

就業規則の改正などの準備を進めましょう。

一か月単位、一年単位等で平均して労働時間を算出する変形労働時間制などの弾力的労働時間制度も活用できます。

詳しくは、函館労働基準監督署までお問い合わせ下さい。 電話 0138 (23) 1276

雇用保険さわやか受給の推進

雇用保険の失業給付は失業したとき、経済的に生活の安定を図りながら、再就職を促進するために、支払われる給付金です。

しかし、最近、この給付金を不正に受給する個人や会社が増えてきています。

受給中に就職が決まったとき、自営業を開始したとき、また、アルバイトで就労したときや、内職収入のあったときなどは、必ず、申告しましょう。

詳しいことは、ハローワーク函館へ
(函館公共職業安定所 26-0735)

調理師のみなさんへ

就業届の提出はお済みですか

平成6年に調理師法の一部が改正され、働いている調理師は隔年ごとに就業届を提出することになっています。

今年12月31日現在の状況を所定の用紙に書き込んで、平成9年1月15日まで、森保健所か調理師会森支部役員宅(鹿部町・吉 英樹さん)へお届けください。

ご寄付のお礼

・町社会福祉協議会へ

元鹿部町農業委員有志より
一万六千五百八円のご寄付がありました。

ご芳志通り有効に使わせて
いただきます。
本当にありがとうございます。

先月号の おわびと訂正

町社会福祉協議会へのご寄付について

先月号の故山田吉太郎さんの親族からの寄付金額を十万円と掲載いたしました。が三十万円の誤りでしたので、おわびと訂正をさせていただきます。

■発行/鹿部町 ■編集/企画管財課 ■製作/久保内印刷

氏名	父	住所
池田 三喜	悦三	宮浜
藤枝 三喜	一也	大岩
高野 三喜	陸行	本宮
田中 三喜	秀明	宮浜



おたんじょう
おめでとう

世帯と人口

平成8年11月30日現在
()は前月比です。

世帯数	1,498世帯 (+2)
男	2,386人 (+2)
女	2,449人 (+1)
計	4,835人 (+3)

戸籍の窓



おくやみ
もうしあげます